

○岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例

平成三十年三月二十二日条例第三十五号

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例をここに公布する。

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例

(設置)

第一条 教職員のハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事態並びにハラスメント及び業務における過重な負荷等による死亡の防止対策に関する事項を調査審議させるため、岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教職員 教育長、教育委員会委員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職又は同条第三項に規定する特別職に属する職員であつて、岐阜県立学校又は岐阜県教育委員会事務局（以下「県立学校等」という。）に勤務するものその他県立学校等において雇用される者をいう。

二 ハラスメント 教職員が行う次に掲げる言動をいう。

イ 他の教職員を不快にさせる職場及び職場外における性的な言動

ロ 職務上の地位、人間関係等職場における優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、他の教職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場における就業環境を害する言動

ハ 教職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する言動（これらに関する制度又は措置の利用に関するものを含む。）であつて、当該教職員の職場における就業環境が害されるもの

ニ イからハマまでに掲げるもののほか、他の教職員に係る人格及び尊厳を傷つける言動であつて、その者に不利益又は不快感を与えるもの

三 重大事態 次に掲げる事態をいう。

イ 教職員が、ハラスメントによりその生命又は心身に重大な被害が生じた疑いがあり、勤務を継続することが困難となった事態

ロ 教職員が、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因として、又は業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺により死亡した事態

(所掌事務)

第三条 審議会は、教育委員会からの諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 重大事態に関すること。

二 ハラスメント及び前条第三号ロに掲げる事態を防止するための対策に関すること。

(組織)

第四条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、法律、医療、心理、労働又は教育に関する専門的な知識及び経験その他前条各号に掲

げる事項を調査審議するために必要な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(委員の任期等)

第五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第六条 審議会に会長及び副会長各一人を置く。

2 会長は委員のうちから互選し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第八条 審議会は、第三条第一号に掲げる事項を調査審議するため必要があると認めるときは、同号に掲げる事項に関し学識経験を有する者その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは事情を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 審議会は、第三条第一号に掲げる事項を調査審議するうえで、事実関係を明確にするため特に必要があると認めるときは、その指名した委員に、関係者からの重大事態に関する事情の聴取又は関係者に対する文書その他の物件の提出若しくは閲覧の請求その他の調査をさせることができる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。